

✚ 貨物概要

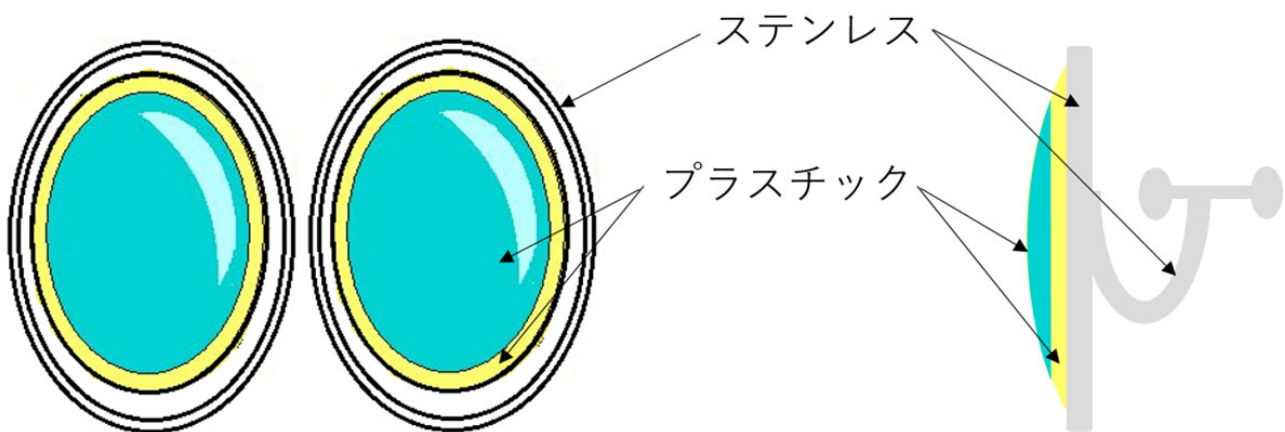
ステンレス及びプラスチックから成るイヤリング

性 状：プラスチック製の装飾部及び裏側全体がステンレスから成る楕円のもの
裏側には、耳に付けるための留金に取り付けられている
貴金属によるめっきは施されていない

材 質：ステンレス、プラスチック

(重量比) ステンレス 52%、プラスチック 48%

(価格比) ステンレス 0.8USD、プラスチック 0.4USD



✚ 分類

関税率表第 7117.19 号（統計番号 7117.19-090）の卑金属製の身辺用模造細貨類

✚ 分類理由

本品は、関税率表第 71 類注 9 (a) 及び同注 11 の規定により、第 71.17 項の身辺用模造細貨類に分類されるイヤリングで、ステンレスとプラスチックの異なる二種類の材料から成る物品です。

また、留金を含めた物品全体の性状より、本品に重要な特性を与えている材料はステンレスであると認められることから、関税率表の解釈に関する通則 6 により通則 3 (b) を準用し、上記のとおり分類されます。



注記

関税を課する場合の基礎となる貨物の性質は、特定の場合を除き、当該貨物の輸入申告の時における現況によります（関税法第 4 条）。

この分類事例は、一定の事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、輸入を予定している具体的な貨物に適用する場合においては、この回答内容と

異なる関税率表適用上の所属（分類）となり、異なる課税関係が生ずることがあることにご注意下さい。

（具体的な貨物の関税分類や関税率について輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。）